

3 斉藤雅子議員

- 1 発達障がいの対策と5歳児健診について
- 2 胃がん検診にピロリ菌検査の導入を
- 3 地方創生「地方版総合戦略」と本町の取り組みについて



1 発達障がいの対策と5歳児健診について

岩内町議会公明党を代表いたしまして、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

始めに、発達障がいの対策と5歳児健診について。

現在、乳幼児健康診査は母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対して行っています。しかし3歳児健診以降の幼児に対する健診は、就学前健診まで法的には義務付けられていないところであり、この間、とりわけ「軽度発達障がい」などは、3歳児健診では発見が難しく、5歳位になると健診で発見する事ができるのです。早期発見・早期療育の開始が重要で就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。

そこで国は支援策として2005年4月に「発達障害者支援法」を策定し施行しました。この中で「軽度発達障がい」や「幼児期からの生活習慣病予防」として5歳児健診が注目され、実施する自治体が全国的に広がりを見せております。そしてこの支援法の施行から本年で丸10年を迎えました。

発達障がいは自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他、脳機能の障がい等で実際の症状は、言葉の発達に遅れがあったり、集中力や注意力が続かなかったり、読み・書き・計算が極端に苦手だったりと多種多様であります。

支援法施行から10年を経て発達障がいという言葉は、浸透して来ておりますが、中身の理解は、まだまだで発達障がいの原因が「親の育て方やしつけなどの家庭環境」「幼少期の教育環境」にあると誤解している人が多いのが現状であります。文科省の2012年の調査によると、公立小・中学校の通常学級に通う児童・生徒の6.5%に発達障がいの可能性があると言われ、これに特別支援学校などを加えると、およそ10人に1人の割合で発達障がいを抱えていると言われております。

そこで「発達障害者支援センター」が都道府県と政令市に設置され孤立しがちな本人・家族の相談に乗っております。

センターの支援実績も年々増加し、当初の4倍超になってきております。発達障がいの「障がい」を「特性」と捉え、地域に多様な受け皿を整備していく事が重要だと思います。

そこでお尋ね致します。

1点目に、本町における発達障がい児の推移をお知らせください。

2点目に、発達障がいの子供を対象とした、すくすく学級が本年3月で止める事となり、4月から厚生園に委託する事になりましたが、何故そのようになったのか経緯をお伺い致します。

3点目に、現在、発達障がいに関する相談窓口は、どのようになっていますか。

4点目に、相談の内容によっては発達障害者支援センターに、つないであげる等の対応もしているのかどうか。

5点目に、平成19年の第4回定例会で我が党の谷口議員が5歳児健診の推進について、お尋ねしましたが、町長の答弁では小児科医の確保、心理士、言語療法士等の専門職員の確保等、課題が山積しているとの事で「軽度発達障がい」など疾病の早期発見と適切な対応策の充実に向けて、積極的に努力してまいりたいとの事でしたが、その後8年間でどの様に積極的に努力されたのでしょうか、お伺い致します。

【答 弁】

町 長：発達障がいへの対策と5歳児健診について、5項目のご質問であります。

1項めは、岩内町における発達障がい児の推移についてであります。

発達障がいについては、年少であるほど、診断の確実性が低いことから、乳幼児期においては、発達障がいの疑いがある場合でも確定診断には至らないケースも多くあるため、「発達障がい児」の実数を正確に把握することは難しいのが現状であります。

したがいまして、あくまで参考数値とはなりますが、関連性のあるデータを申し上げますと、まず、3歳児健診で「経過観察」と判断された児童数が、平成24年度は、16名で、受診者全体の18.6%、平成25年度は、11名で14.9%、平成26年度は、17名で18.3%であります。

次に、療育手帳の交付を受けている未就学児童数が、平成24年度は4名、平成25年度と平成26年度は、ともに、2名であります。

2項めは、すくすく学級の運営を岩内厚生園に委託した経緯についてであります。

本町における「児童発達支援事業」については、発達障がいを持つ未就学児童の療育を行う場として、平成15年度に岩宇4町村の共同運営による「岩内地方児童デイサービスセンター（通称：すくすく学級）」を開設し、作業療法士や言語聴覚士など専門家の指導を受けながら、保育士資格を持つ指導員による療育事業を展開してきたところであります。

こうした中、社会福祉法人岩内厚生園から、小学生以上を対象とした療育を行う、放課後等デイサービス事業所を開設したい旨の意向が示されたことから、町としては、これを好機と捉え、従来からの課題である「未就学児童から18歳までの継続した療育」の実現のため、町の療育事業と併せて実施できないものか、様々な角度から検討を重ねてまいりました。

「すくすく学級」を岩内厚生園に委託するメリットとしては、実務経験が豊富で、より専門的な知識を持った指導員が職員にいること、また、社会福祉法人として総合的なサポート体制が整っていること等が挙げられるところであり、岩内厚生園が開設予定の放課後等デイサービス事業所と一体的に運営されることで、理想とする「未就学児童から18歳までの継続した療育」が可能になるものであります。

また、放課後等デイサービス事業所の町内展開により、選択肢が小樽市など遠方のみであった保護者の負担軽減が図られるほか、児童の送迎サービスも利用できるなど、利用者側のメリットが大きいとともに、町の療育事業との一体化によって、長期的な療育環境の提供が可能となり、児童や保護者の精神的余裕と安定に寄与するものと判断したことから、本年4月に委託を行ったものであります。

3項めは、発達障がいに関する相談窓口についてであります。

相談窓口としては、町の健康推進担当と社会福祉担当、岩内町地域子育て支援センター、岩宇地区相談支援センター、放課後等デイサービス事業所「チャレンジキッズ・どんぐり」などがあり、お互いに連携しながら相談に対応しております。

また、これら以外にも、保育所や幼稚園、学校、岩内保健所、さらには医療機関などにおいても、対応を行っております。

4項めは、相談内容により、「発達障害者支援センター」につなぐ等の対応

をしているか、についてであります。

「発達障害者支援センター」は、都道府県等が運営する発達障がい児への支援を総合的に行う専門機関であり、発達障がい児童や保護者等からの相談に応じ、指導や助言等を行っております。

道央・道南圏では、札幌市と函館市に設置されておりますが、遠隔地に立地することもあり、町や関係機関が直接、当該支援センターに相談するといった困難事例は、現在までのところ、生じていない状況であります。

しかしながら、相談内容によっては、北海道の指定相談機関や児童相談所などを通じて当該支援センターと対応を協議する機会もあり、間接的ではあります。連携を図っているところであります。

5項めは、「軽度発達障がい」など疾病の早期発見と、適切な対応策の充実について、どのように積極的に努力したか、についてであります。

疾病の早期発見については、1歳6か月児健診と3歳児健診において、判定基準の一層の明確化により、発達障がいや難聴、視力障がい、その他様々な疾病のよりの確な発見に努めているとともに、問診項目の見直しにより、保護者自身が保健師と一緒に、児童の発達について振り返ることができるように工夫をしております。

また、適切な対応策の充実としては、小児精神科医や中央児童相談所、療育機関、岩宇地区相談支援センターなどと連携するなど、支援体制づくりを進めており、さらには、保育所や幼稚園、岩内町地域子育て支援センター、保健師等の関係機関による事例検討や情報交換を通じて、共通認識のもとで、発達度合に添った支援を行っているところであり、今後も、発達障がい等の早期発見等に努めてまいります。

< 再 質 問 >

あの一本町には立派な保健センターができました。

また、小児科医の医師の確保も岩内協会病院の小児科の先生が常勤医として頑張っておられます。

先ほどの町長の答弁の中にも、え一言語療法士の話もありましたので、是非この際ですね、5歳児健診をあの一5歳児健診は、子育て支援の面からもすべての子供がその子らしく、生き生きと成長できるようにそして、健全な社会生活を過ごせる大人として、自立していけるとの思いで5歳児健診の導入を今後検討していただけるよう要望したい、え一要望して終わります。

2 胃がん検診にピロリ菌検査の導入を

日本人の罹患率が最も高いといわれる胃がんは毎年12万人が発症し、年間約5万人が亡くなっております。しかし近年ピロリ菌との関係が解明され、除菌による胃がん発症率の減少に期待が高まっており、健康で長生きすることを誰もが望むところでございます。そのためにはがん検診などで早期発見、早期治療が切実となります。

北大大学院の浅香特任教授は「近年の研究会で胃がんの原因は98%がヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）の感染が最も大きな危険因子だという事が明らかになって来ました。」と言っております。世界保健機関（WHO）でも昨年「国際がん研究機関」が、全世界の胃がんの約8割がヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）の感染が原因であるとの報告書を発表しました。この報告書では、ピロリ菌の除菌で胃がんの発生を3～4割減らせるとして、各国の事情に応じて除菌による胃がん予防対策を検討するよう求めました。

我が国のピロリ菌感染者は推計、約3,500万人で水道など衛生環境の整っていない時代に幼少期を過ごした年齢層に多いといわれております。ピロリ菌の除菌は胃潰瘍や十二指腸潰瘍などに、症状が進んでいないと保険適用が出来ませんでした。そこで公明党は、胃がん撲滅に取り組む北大大学院の浅香特任教授と連携して、100万人を超える署名運動を展開し、その後押しがあつて慢性胃炎の段階から除菌に保険が適用される事となりました。

私どもも、この署名運動を行い多くの岩内町民の方が賛同し署名をしてくださいました。そしてピロリ菌によって胃がん発生の確率が高くなり、ピロリ菌を除菌する事で胃がん発生の確率が激減するという事が明らかになり、この対策が進めば「5年後の2020年には死亡者を3万人まで減らし、医療費も2～3割は抑制できる」と予測しております。

ピロリ菌、感染の有無は血液検査によって調べる事が出来るので、最近では多くの自治体が血液検査で調べております。

そこで胃がん撲滅対策として、本町の胃がん検診にピロリ菌検査の導入が出来ないかどうかお尋ね致します。

【答 弁】

町 長：ピロリ菌検査については、厚生労働省において、「現時点では、検査の実施により死亡率が減少するということを示す証拠が不十分であり、がん検診として、広く国民に実施することは適当でない。」との見解が示されております。

このため、本町としては、この厚生労働省の見解を踏まえ、胃がん検診については、問診とバリウム検査を内容として実施しているところであります。

こうした中、これまで医療保険の対象外であった、慢性胃炎の治療を目的とするピロリ菌の除菌が保険適用になるなど、ピロリ菌の除菌による胃の疾病に対する効果について、明らかになりつつあることから、現在は厚生労働省において、新たな胃がん検診の方法についての研究を進めている段階となっております。その成果に基づき、今後、ピロリ菌検査をがん検診に含めるといった、新たな見解が示されることも、期待されているところであります。

したがいまして、胃がん検診へのピロリ菌検査の導入については、こうした研究の成果を踏まえた、国の動向等に注視し、対応してまいりたいと考えております。

＜ 再 質 問 ＞

本町では先ほどお話しありましたけれども、X線バリウム検査が胃がん検診、胃がん検査で検査を行っておりますけれども、町民の方はバリウムがいやで胃がん検診を行わないという方けっこういます。で、私は今は以前より飲みやすくなったということをお話しするんですが、まあ最初何とか飲んでも便秘になってひどい目にあったんだとだからいやだという声もあります。それでピロリ菌検査は痛みもなく簡単に済みますので、これを導入することによって胃がん検診率も上がるのではないかと、そして、多くの人の健康を守り命を救うことになるのではないかと思います。

で、先日新聞に出ておりましたが、北海道のガン死亡率は青森に次いで、全国2位という死亡率だと言われております。で、その原因として、健診受診率の低さが指摘されております。えー、そういう意味からすると、やはり痛みもなくそして気軽にできるという点で、ピロリ菌検査導入を是非あの一取り入れて頂ければとそう思う思います。胃がんになれば治療が必要となり、精神的にも肉体的にも経済的にも大変であります。

でも、予防できれば精神的な負担も費用の負担も軽減されます。

21世紀の医療の目的ということで治療から予防へというように掲げられておりますが、背景には研究が進んで予防法が発達してきたということにありますので、是非、ピロリ菌検査導入に前向きなご検討を要望して終わりたいと思います。

3 地方創生「地方版総合戦略」と本町の取り組みについて

「地方創生」をどう進めるか、いよいよ各地で地方創生への取り組みが本格的にスタートしました。全国の自治体は2015年度中に、独自の政策と数値目標を盛り込んだ、地方版総合戦略の策定に取り組んでおります。

国は地方版総合戦略の策定に関して、今までの「産・官・学」産業界や行政、大学だけではなく地域の実情をよく知る「金・労・言」金融機関や労働団体、報道機関、更に住民の代表を加えて、幅広い分野の人材を交えて議論する事が重要と言っております。

そして実施するに当たっては①情報支援②人的支援③財政支援の面から切れ目なく後押しするとしております。

「情報支援」については、産業・人口・社会インフラ等に関して必要なデータ分析ができる仕組みを提供し、「人的支援」の面では、「地方創生人材支援制度」や「地方創生コンシェルジュ制度」などでサポートする事となっております。

そしてこれらを支えるのが「財政支援」です。

2014年度補正予算では、地域活性化のための「地方創生先行型」の交付金で各自治体を後押しし、本町でもこの補正予算で7事業が実施される事となりました。

また、2015年度予算では地方財政上の取り組みとして、地方創生に必要な歳出を1兆円計上しております。

さらに地方版総合戦略のポイントとして市町村間の連携—「広域連携」があります。これは広域観光、都市農村交流などの市町村連携も可能となっております。

これらを踏まえて本町でも今、地方活性化の具体化に向けて、活発な議論が交わされている事と思えます。

そこでお尋ね致します。

1点目に、情報支援について、地域経済分析システムがありますが、町長はこのシステムをどの様に認識しておりますか。また、本町の現状、将来に関するデータ分析等についてお示し下さい。

2点目に、人的支援について、地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度がありますが、この内容についてお知らせください。

またその町村によっては人材支援制度よりもコンシェルジュ制度を利用するという町村もあるようですが、本町としてはどの様に考えておりますか。

3点目に、「産官学金労言」参画について、女性や若者、外部人材等、幅広い各層の人材も含め新しい発想、新しいビジョンそれらの意見の汲み上げが、重要と思えますが町長の見解をお伺い致します。

4点目に、市町村間の連携—「広域連携」について、これからは町村間の連携・広域連携が活発になってくると思えます。全国的にも、その様な動きになって来ております。本町においても将来の長期ビジョンを考えた時に非常に大事な視点だと思えますが、他町村との広域連携に対して町長はどの様な見解をお持ちですか。

5点目に、本町も近隣町村と連携して、例えば共和町の野菜、フルーツ、泊村・神恵内村の魚などの1次産業と岩内町の水産加工（2次産業）と飲食店、ホテル、旅館などの3次産業が連携する事によって、近隣町村の農水産物を岩内町で加工し、その際には本町の海洋深層水を使用して加工し、魅力的な食材の提供が

出来る事と思います。

さらにニセコ町との広域連携も考えるべきではないかと思います。年間15万人も訪れる外国人観光客を、1時間もかからないで来れる我が町へ、呼ぶ事が出来ないでしょうか。ニセコ町は山の町、岩内町は海の町です。山にはない海の良さがあります。

例えばクルーザー、マリンスポーツ、美容と健康に良い海洋深層水と温泉の組み合わせを、そして新鮮な海の幸、等々いろいろ考えられます。夢はふくらみます。岩内町には地域活性化への潜在力があると思います。是非、他町村とも連携しあって、これらに取り組んでいただきたいと思いますが、その決意の程を伺います。

【答 弁】

町 長：地方創生「地方版総合戦略」と、本町の取り組みについて、5項目にわたるご質問であります。

1項めは、地域経済分析システムの認識及び本町の現状と将来に関するデータ分析についてであります。

地域経済分析システムは、地方公共団体が行う地方版総合戦略の立案、実行、検証を支援するため、国が地域経済に関わる様々なビッグデータを収集し、市町村が産業・人口・社会インフラなど関連したデータ分析を行い、地域に即した課題を抽出して対処できるよう、情報支援ツールとして開発したシステムであります。

このシステムは、産業マップ、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップと、大きく分けて4つのマップから構成され、それぞれ、地域産業構造、人口構成や将来推計、人の移動経過、さらには複数自治体と地域の経済構造や労働環境などの比較検討することが可能なシステムで、本町においても人口ビジョンや地方版総合戦略を策定するうえで、大変有効なツールの一つと考えており、この地域経済分析システムから得られる情報を有効活用し、町の総合戦略に反映できるよう取り進めてまいります。

2項めは、地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度についてであります。

地方創生人材支援制度は、意欲と能力のある国の職員や大学の研究者、民間シンクタンク等の人材を市町村長の補佐役として自治体に派遣し、各地域に応じた総合戦略の策定作業などを直接支援する制度で、本年4月1日付けで全国69市町村に派遣しており、北海道内においては7自治体で派遣支援を受けております。

次に、地方創生コンシェルジュ制度は、地方版総合戦略の策定を含め、各地域が地方創生の取り組みを行うにあたって、各府省庁の窓口として相談を受けつける制度で、都道府県ごとに、その地域に愛着や関心のある国の職員を募り、利用希望のあった地方自治体が気軽に問い合わせができる「霞ヶ関の案内役」が主な役割であります。

本町としてもこの制度に関心をもち、昨年11月、「地方創生コンシェルジュ選任希望書」を国に提出し、本年2月、「地方創生コンシェルジュ」871名が公表されたところであり、このうち北海道を希望する国の職員は、全国最多の63名が名乗りをあげ、うち6名が個別に道内の自治体を指名しております。

その6名のうちの1人、環境省地球温暖化対策課の課長が岩内町のコンシェルジュとして選任され、今後、町の総合戦略の策定を含めた、地方創生の各種取り組みを検討するにあたって、アドバイスやサポートを頂く予定となっております。

3項めは、地方版総合戦略策定における、外部人材等を含めた幅広い各層の参画についてであります。

地方版総合戦略の策定にあたっては、女性や若い年代層などが知恵を出し、新しい発想で議論をしていくことが必要であり、まち・ひと・しごと創生を効率的に推進して行くためには、こうした地域住民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関、労働関係、さらには外部有識者等で構成する組織のなかで、その方向性や具体案について審議し、関係者の意見が反映されるようにすることが有

効かつ重要であると考えております。

したがって、今後、各関係機関にご協力をお願いするとともに、女性や若い年代層など町民から一般公募したなかで、地方創生に関する推進組織を設立し、幅広い分野の方々の意見等をお伺いしながら地方版総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

4項めと5項めは広域連携に対する見解と具体的な広域連携への決意についてですが、関連がありますのであわせてお答えいたします。

国においては、広域観光や都市部と農村漁村交流など個別の施策における複数市町村間での広域連携や経済面、文化面、産業面及び地理的状况などの観点から、一体性・関連性のある広域圏など、複数の市町村が共同で地方版総合戦略を策定することも期待しているところでもあります。

また、地方自治体にとりましても、人口減少が進むなか、将来を見据えて、市町村や一次・二次・三次産業が相互に連携することにより、相乗効果を上げる取り組みは重要であると考えております。

今後、町の人口ビジョン及び総合戦略を策定するにあたっては、地域経済分析システムのデータ等を分析し、地域の経済構造や労働環境、人の移動経過ルートなど、総合的にどの地域・産業と深いつながりがあるかを確認するとともに、これから設立する「産官学金労言」の参画による、仮称 岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会での提言やご意見等を踏まえながら、広域連携を踏まえた町の総合戦略について検討してまいります。

< 再 質 問 >

先ほどの答弁の中で、えー、コンシェルジュ制度のことでえー、我が町にもあの一、担当の方がこられるということを引きまして、非常にうれしく思います。本当に私も、今回の選挙を通じて皆様から多くいわれたことは、新しい庁舎、すばらしい庁舎が出来たとしかし町を見たときに端から端までシャッター通り多くなってきていると、で本当に岩内町はどのようになって行くんですかと、町長はどのように考えているんですか。

役場の職員の方はどのように考えているのだろうか。

そして、最後に斉藤議員はどのように考えているんですか。非常に厳しい意見を言われました。

私は、自分なりにこうゆうふうに思う、こうゆうふうに考えていると返事はしましたけれども、町民の皆様の意見は真実ですし、非常に心配しております。

ですから先ほどの地方創生のお話しもありましたけれども、是非全力で取り組んで頂きたいと言うことを要望して終わります。